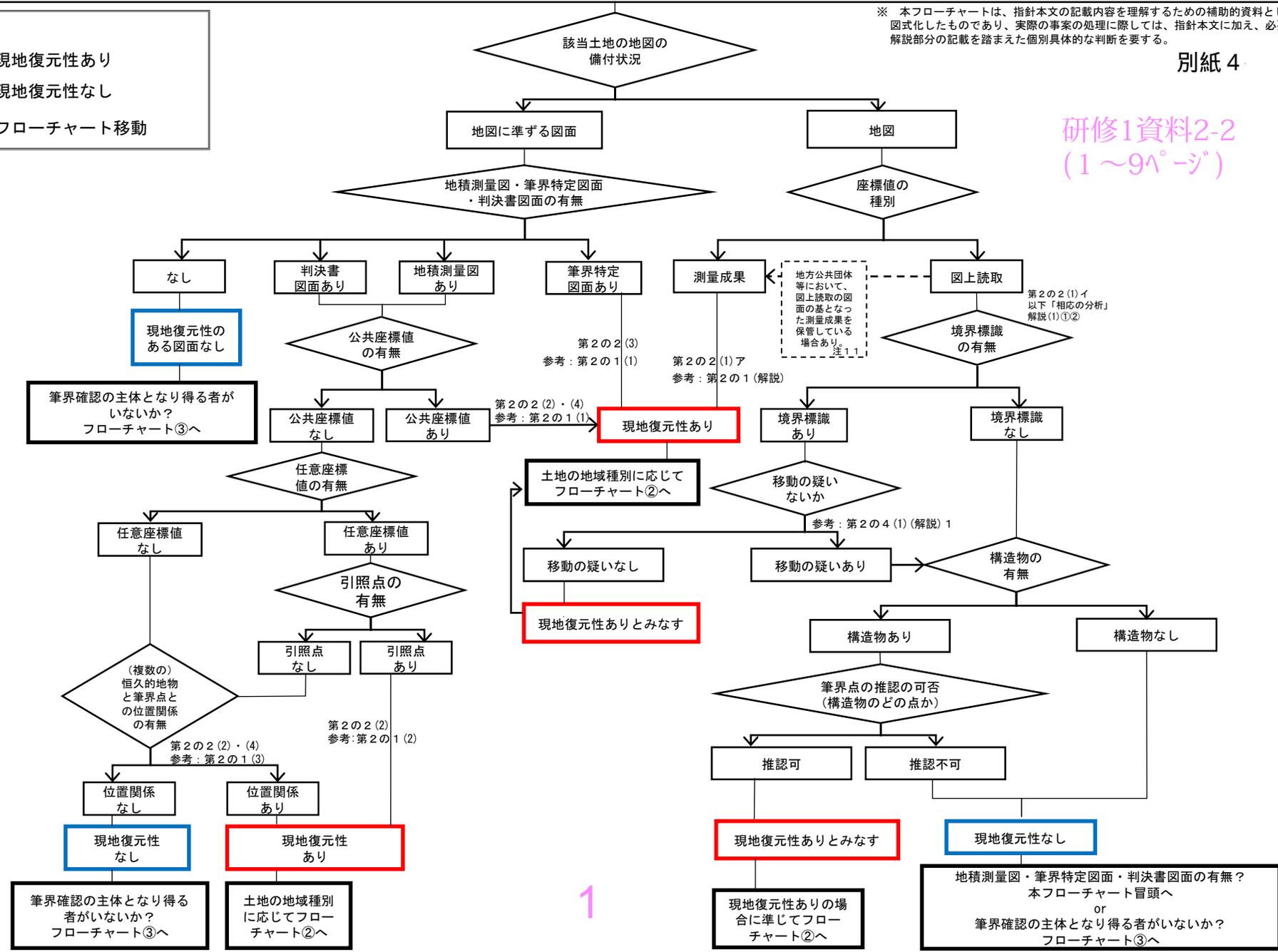


- 凡例
- : 現地復元性あり
 - : 現地復元性なし
 - : フローチャート移動

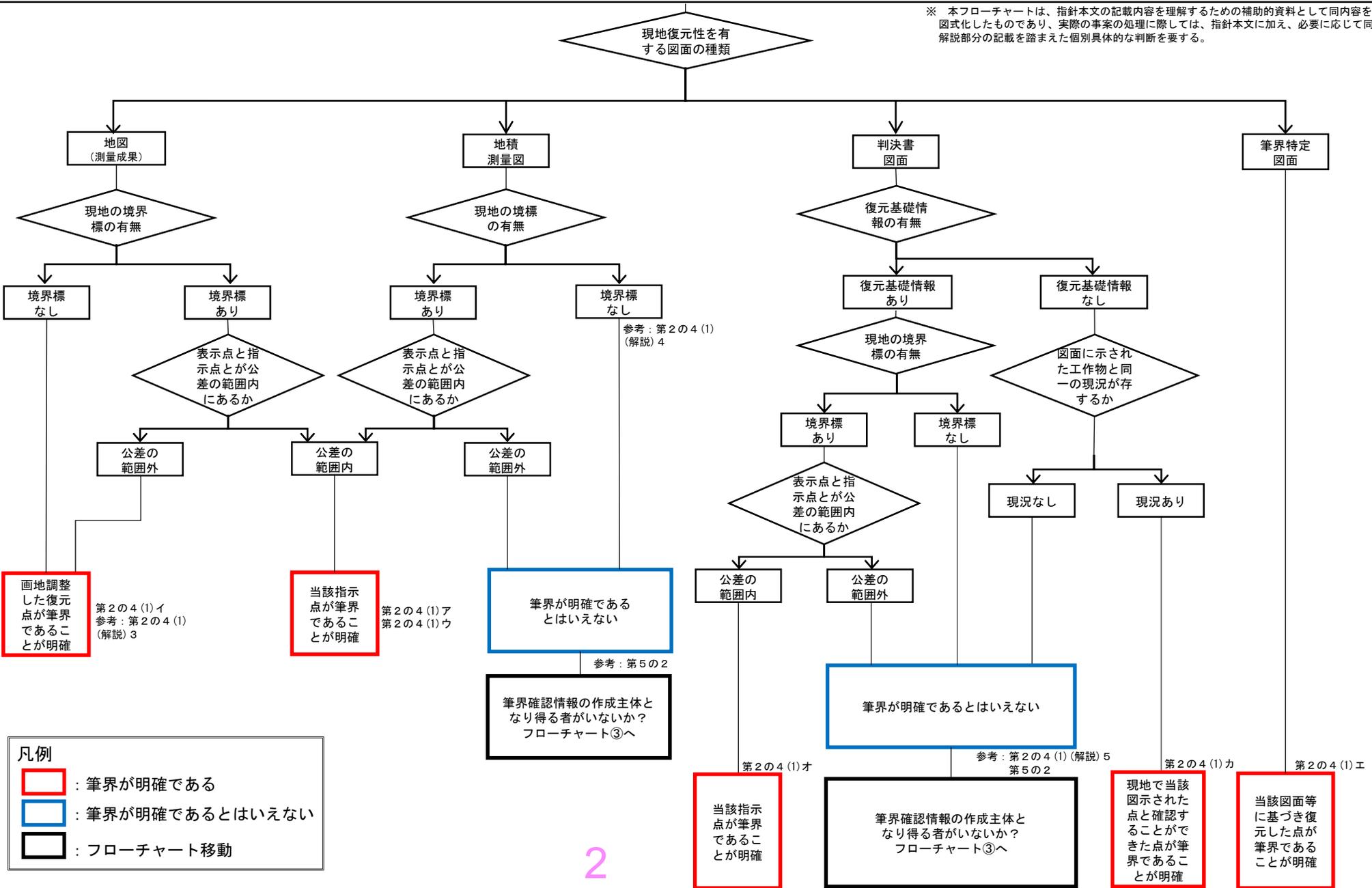
※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。

別紙 4

研修1資料2-2
(1~9ページ)



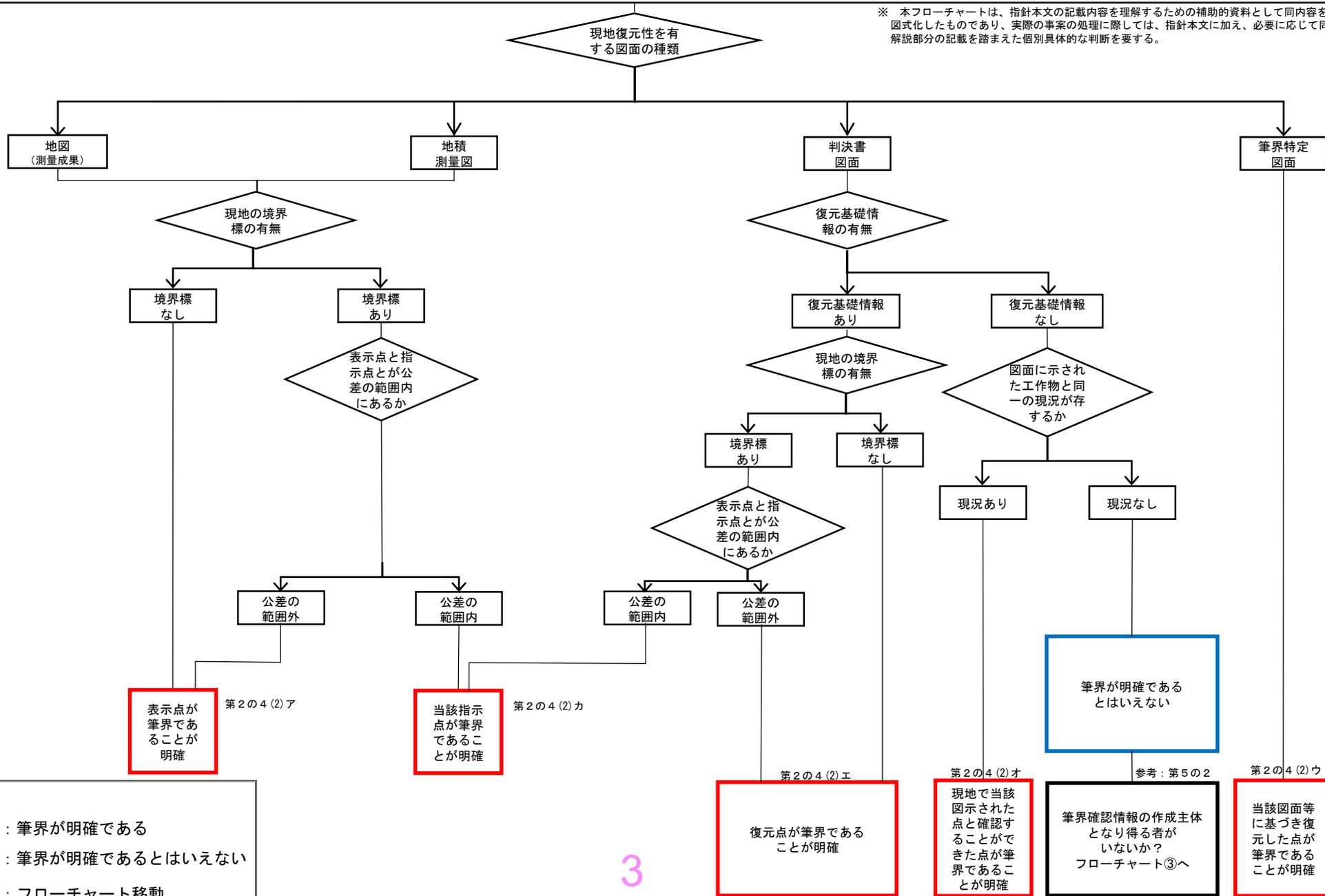
※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



凡例

- : 筆界が明確である
- : 筆界が明確であるとはいえない
- : フローチャート移動

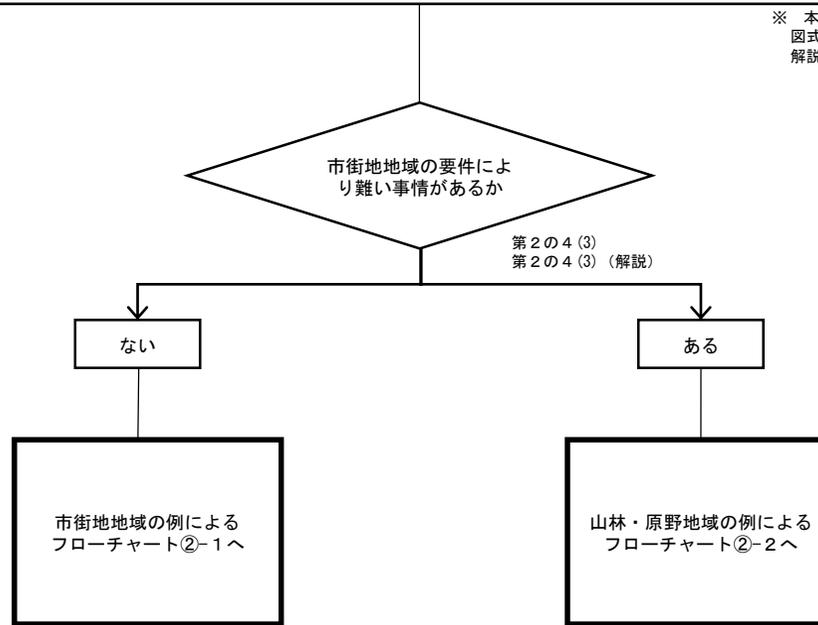
※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



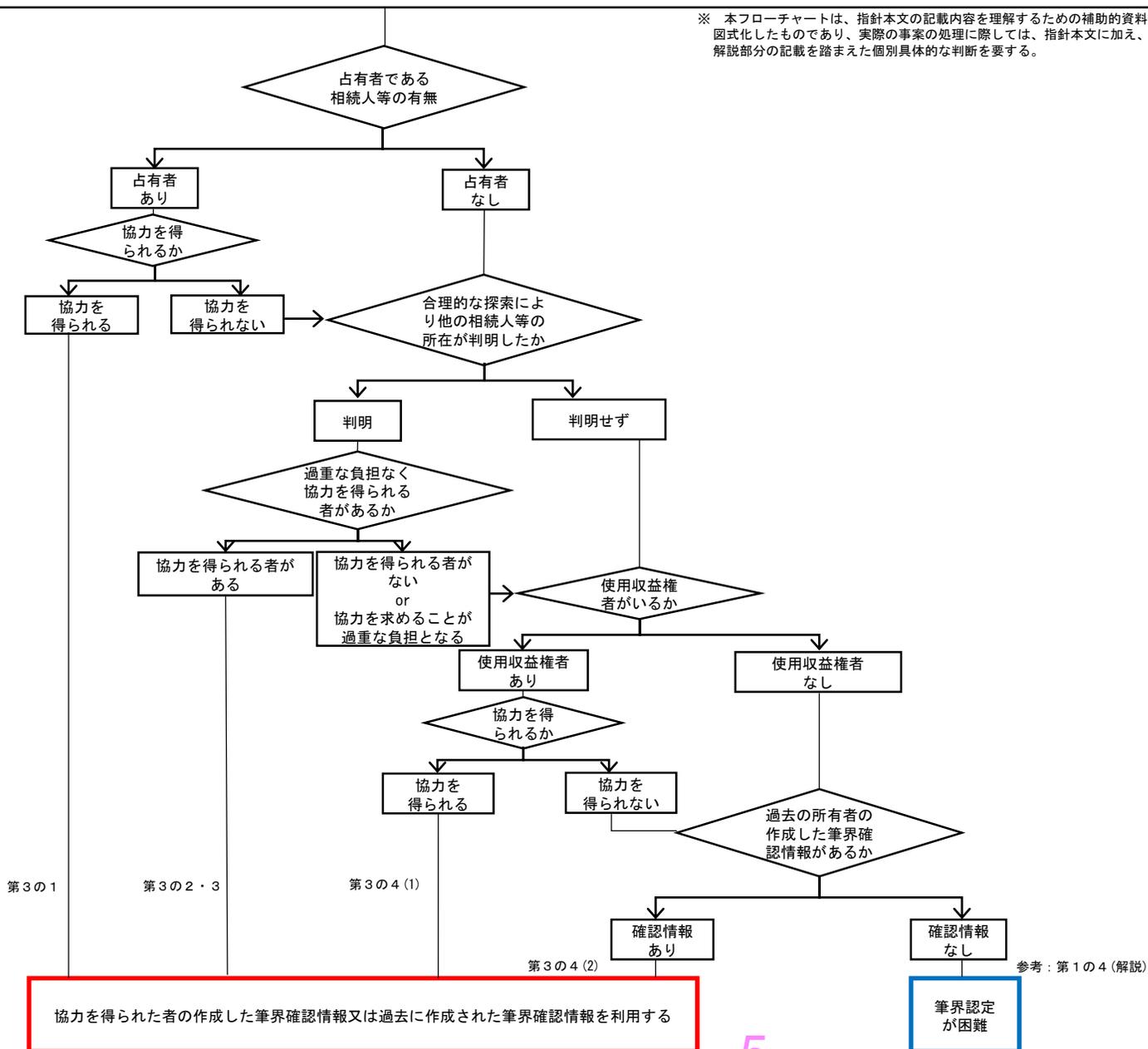
凡例

- : 筆界が明確である
- : 筆界が明確であるとはいえない
- : フローチャート移動

※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



※ 本フローチャートは、指針本文の記載内容を理解するための補助的資料として同内容を図式化したものであり、実際の事案の処理に際しては、指針本文に加え、必要に応じて同解説部分の記載を踏まえた個別具体的な判断を要する。



凡例

: 得られた筆界確認情報を利用

: 筆界認定が困難

No	項目名	コメント	指針項番	記録例・説明
1	03 所有権登記名義人等	所有権登記名義人の立会	指針第2の4	年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供無、指針第2の4)
2	03 所有権登記名義人等	相続人占有あり	指針第3の1	所有権登記名義人〇〇が死亡していることを、当該土地上建物に居住する同人の相続人(〇〇)に確認し、年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供有、指針第3の1)
3	03 所有権登記名義人等	相続人占有あり	指針第3の1	所有権登記名義人〇〇が死亡していることを、当該畑を耕作している同人の相続人(〇〇)に確認し、年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供有、指針第3の1)
4	03 所有権登記名義人等	共有者占有あり	指針第3の1	共有者は〇名存在するが、当該土地上建物に居住する者が共有者の一部と確認できたため、年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供無、指針第3の1)
5	03 所有権登記名義人等	相続人占有なし	指針第3の2	戸籍事項証明書から、土地所有権登記名義人〇〇の相続人が〇名以上存在することが判明したが、そのうちの1人である〇〇と年月日現地において立会した。なお、その他の相続人の所在は判明しない。(筆界確認情報提供有、指針第3の2)
6	03 所有権登記名義人等	相続人占有なし	指針第3の2	戸籍事項証明書から、土地所有権登記名義人〇〇の相続人が〇名以上存在することが判明したが、近隣に居住し、地域をよく知る相続人として住所〇〇、氏名〇〇(立会人住所・氏名欄に記録)と年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供有、指針第3の2)
7	03 所有権登記名義人等	共有者(未登記相続人を含む)の一部	指針第3の2	他の共有者が存在するが、住民票を探索してもその一部が判明しないため、判明した〇〇及び〇と年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供有、指針第3の2)
8	03 所有権登記名義人等	共有者(未登記相続人を含む)の一部	指針第3の3	他の共有者が存在するが、住民票を探索して判明した〇〇と年月日現地において立会した。なお、その他の共有者は、全国各地に居住しており、筆界確認情報を取得することが困難である。(筆界確認情報提供有、指針第3の3)
9	03 所有権登記名義人等	共有者の一部(マンション)	指針第3の3	管理組合の代表者〇〇に立会を求め、年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供有、指針第3の3) (注:管理組合の代表者が立会の権限を有している場合)
10	03 所有権登記名義人等	共有者の一部(マンション)	指針第3の3	管理会社(〇〇株式会社〇〇課〇〇)に立会を求め、年月日現地において立会した。(筆界確認情報提供有、指針第3の3) (注:管理会社が立会の権限を有している場合)
11	03 所有権登記名義人等	使用収益権者の立会	指針第3の4(1)	共有者(又は未登記相続人)は〇名存在するが、その所在が判明しない。当該土地には、〇〇所有の建物が存在し、先代から当該土地を借用(占有)していることを同人が供述している。なお、今回確認した筆界と登記所保管資料や客観的な事実関係とは矛盾しない。(筆界確認情報提供有、指針第3の4(1)) 占有者:〇〇、占有期間:昭和〇年以降、占有権限:借地(その他自己所有の認識等を明記)

No	項目名	コメント	指針項番	記録例・説明
12	03 所有権登記名義人等	過去の筆界確認情報	指針第3の4(2)	当該土地登記名義人の所在は判明しないものの、前所有者が作成した筆界確認情報が存在し、その情報、登記所保管資料及び客観的な事実関係と今回確認した筆界とが矛盾しない。(筆界確認情報提供有、指針第3の4(2))
13	03 所有権登記名義人等	非協力	共通	当該土地登記名義人と年月日現地において立会し、筆界についての認識に相違がない。筆界確認情報の作成を依頼したが、書類に署名や押印することに抵抗があるようであり、筆界確認情報の協力が得られない。
14	03 所有権登記名義人等	非協力	共通	当該土地登記名義人に年月日以降〇度にわたって立会を依頼したが、協力が得られない。なお、筆界についてのトラブルではなく、今回確認した筆界と登記所保管資料や客観的な事実関係とは矛盾しない。
15	03 所有権登記名義人等	不合理	共通	当該土地登記名義人と年月日現地において立会し、筆界についての認識に相違がない。筆界確認情報の作成を依頼したが、書類に署名や押印のために高額な費用を求められ、筆界確認情報の協力が得られない。
16	03 所有権登記名義人等	不合理	共通	当該土地登記名義人に年月日以降〇度にわたって立会を依頼したが、旅費及び日当として高額な費用を求められ協力が得られない。なお、筆界についてのトラブルではなく、今回確認した筆界と登記所保管資料や客観的な事実関係とは矛盾しない。
17	03 所有権登記名義人等	署名	第4	筆界確認情報に本人が署名したことを面前で確認した。(筆界確認情報提供有、指針第4)
18	03 所有権登記名義人等	押印	第4	筆界確認情報に本人が押印したことを面前で確認した。(筆界確認情報提供有、指針第4)
19	07 現地の状況	現地の写真	共通	「 <input checked="" type="checkbox"/> 別紙のとおり」にチェックし、別紙として筆界を検討した図面等の筆界を検討した図面及び現地周辺及び筆界点を撮影した遠景近景写真を添付する。
20	07 現地の状況(その他必要な事項)	画地調整	指針第2の4	指針第2の4(市街地地域)に該当し、画地調整し検討した結果により、筆界を確認した。(注:93条報告書に添付した図面に記述して差し支えない。)
21	07 現地の状況(その他必要な事項)	筆界を推定するもの	共通	筆界と思われる標識(金属鋌、プレート、コンクリート杭)が存在し、別紙〇に明記した。
22	07 現地の状況(その他必要な事項)	筆界を推定するもの	共通	筆界と思われる構造物(ブロック塀角、側溝、石垣)が存在し、別紙〇に明記した。

No	項目名	コメント	指針項番	記録例・説明
23	07 現地の状況(その他必要な事項)	筆界を推定するもの	共通	筆界と思われる地形(尾根、林相、法尻)が存在し、別紙〇に明記した。
24	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	画地調整	指針第2の4	指針第2の4の画地調整については別紙〇のとおり。 [補足説明]①画地調整をした土地家屋調査士がどのようにして筆界点の座標値を求めたか、②その座標値を復元した点が現地におけるどの位置になるか、③土地家屋調査士がその点を筆界と考えた根拠等を調査素図となる図面等の資料に表現する。現況測量図等から作成された調査素図となる図面に照らし、その画地調整の手法と結果に不自然な点がないかといった点を確認することができる内容が望ましい。仮にこれらのことが登記官の調査で不明である場合は、登記官から土地家屋調査士に個別に問い合わせることとなる。
25	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	その他の手法	指針第1の4(3)	指針第1の4(3)の手法については別紙〇のとおり。
26	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	適用手法の明示	指針第2の4(1)	復元基礎情報として14条1項地図が存在し、これに基づき筆界の調査を行った。(筆界確認情報提供無、指針第2の4(1))
27	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	適用手法の明示	指針第2の4(2)	復元基礎情報として14条1項地図が存在し、これに基づき筆界の調査を行った。(筆界確認情報提供無、指針第2の4(2))
28	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	適用手法の明示	指針第2の4(1)	復元基礎情報として地積測量図(H21)及び境界標識が存在し、これに基づき筆界の調査を行った。(筆界確認情報提供無、指針第2の4(1))
29	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	適用手法の明示	指針第2の4(2)	復元基礎情報として地積測量図(H21)及び境界標識が存在し、これに基づき筆界の調査を行った。(筆界確認情報提供無、指針第2の4(2))

No	項目名	コメント	指針項番	記録例・説明
30	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	適用手法の明示	指針第2の4(3)	地域種別は村落・農耕地区であるが、宅地が点在する地域であり、調査対象土地は構造物が存在する土地であり、市街化地域の基準により筆界の調査を行った。(筆界確認情報提供無、指針第2の4(3))
31	06 資料・証言・事実等の分析 10 補足・特記事項	過去の筆界確認情報	指針第3の4(2)	前所有者が作成した筆界確認情報はコピーであるが、原本を複写したものと思われ、筆界についても他の資料と矛盾するところはない。(筆界確認情報提供有、指針第3の4(2))